

令和 8 年 第 1 回 長 南 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 9 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度長南町一般会計補正予算 (第 5 号))

日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度長南町一般会計補正予算 (第 6 号))

日程第 4 議案第 1 号 長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号 長南町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 9 議案第 6 号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて

日程第 10 議案第 7 号 令和 7 年度長南町一般会計補正予算 (第 7 号) について

日程第 11 議案第 8 号 令和 7 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 12 議案第 9 号 令和 7 年度長南町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 13 議案第 10 号 令和 7 年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 14 議案第 11 号 令和 7 年度長南町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 15 議案第 12 号 令和 7 年度長南町ガス事業会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 16 議案第 20 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 17 議案第 21 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 (10 名)

1 番	安	部	潤	一	2 番	太	田	久	之
3 番	鈴	木	ゆ	き	こ	4 番	河	野	康 二 郎
5 番	岩	瀬	康	陽	6 番	御	園	生	明
7 番	松	野	唱	平	8 番	大	倉	正	幸

9 番 森 川 剛 典

10 番 加 藤 喜 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 平 野 貞 夫	副 町 長 佐 久 間 静 夫
教 育 長 糸 井 仁 志	総 務 課 長 河 野 勉
企 画 財 政 課 長 江 澤 卓 哉	企 画 財 政 課 主 幹 小 澤 元 晴
税 務 住 民 課 長 松 崎 文 昭	福 祉 課 長 山 本 和 人
健 康 保 険 課 長 長 谷 英 樹	生 活 環 境 課 長 三 上 達 也
産 業 振 興 課 長 得 荒 井 和 紀	建 設 課 長 高 徳 一 博
ガ ス 課 長 金 坂 美 智 子	教 育 課 長 三 ツ 本 勝
教 育 課 主 幹 山 口 重 之	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸	書 記 山 本 裕 喜
書 記 荒 井 廉	

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

今日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和8年第1回長南町議会定例会第11日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、町長から追加議案1件を受理しました。

これに伴い、議会運営委員会を開催し、議事日程の取扱いについて審査を行った結果、追加議案は本日の議事日程とすることに決定しましたので報告します。

なお、受理した議案については、お手元に配付したとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 8ページ、18節、負担金補助及び交付金で、物価高対応子育て応援手当1,234万円が支給されてとありますけれども、どのような基準や対象、あとは何人に、どのような形でいつ頃支給されるか説明を求めます。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） こちらにつきましては、令和7年10月支給の児童手当、こちらは令和7年9月分になりますけれども、こちらの支給を受けた児童が対象となり、その対象となる児童が608人を見込んでおります。

また、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童等9名を見込んでおります。こちらも対象となりまして、計617人分を予算化させていただいております。対象児童には1人当たり2万円を支給し、現在まで540人分を口座振込により支給済みとなっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） もう既に振込済みということで、昨日ネットで調べましたら、一番早いところが2月27日、その他が3月の初旬ということで、まだ4つぐらいしか出てきません。ということは、長南町は素早い対応、ありがとうございます。

ただ、540人ということで、残りの方がいると。そして、口座支給ということですが、ちょっと2点伺いますね。残りの方はいつ支給されるのか。それから2点目として、児童手当が高校生というか18歳まで延長されて支給されますけれども、18歳になるともう成人じゃないですか。成人でも、法律では3月31日まで支給されるとあるんですけれども、大人になった場合、自分の口座なんか持っていると思うんですが、そういう方についての口座、これはどこに振り込まれるか、それを教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 残りの人の支給でございますけれども、こちらにつきましては、公務員の方等、あるいはこれから生まれる方については随時申請をいただいた後に随時お支払いをしまいたいと考えております。

また、振込先の関係でございますけれども、こちらにつきましては、主たる監護をいただいている親の方の口座のほうに振込をしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第２号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第３、承認第２号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第２号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり承認されました。

◎議案第１号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第４、議案第１号 長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、森川議員。

○９番（森川剛典） 議案の８ページの第６条の条文で、８ページの上から２行目、「利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とありますが、正当な理由に該当するものはどのようなものがあるか教えてください。

それからまた関連して、その下に、第７条に、町があっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならないとありますが、この規定は町内の業者だけに関してだと思うんですが、通勤や勤務の都合で近隣町村等に預けたい場合、相互の連携は取られているのか、この２点についてを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人）　まず1点目の関係でございますけれども、長南保育所につきましては利用定員、こちらを1日当たり3名を上限として、その定数を超えた場合、あるいは当日の諸行事等によりまして保育士等が確保できない場合、また、感染症などの影響によりまして他児へ影響を及ぼす場合などにつきましては、希望どおりお申込みをお受けできないということが考えられます。つまり、事業所の定員を超えた場合、あるいは保育士等が確保できない場合以外につきましては、基本的に拒むことはできないものと考えております。

続きまして、2点目の関係でございますけれども、基本的には居住する市町村内の保育所等をご利用いただくこととなりますけれども、居住市町村で利用認定を受け、月の利用可能枠の時間内であれば、居住市町村以外の保育所等の利用も面談などの諸手続をすることによりまして利用可能であり、近隣市町村と相互の連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、本制度は保育所等に通っていない6か月から3歳未満の子供が対象となりますけれども、町内のお子さんは保育所に通っている子供さんが多いことから、保育所等に通っていない町内の子供の受入れには、十分対応できるのではないかとこのように考えております。

○議長（松野唱平）　9番、森川議員。

○9番（森川剛典）　分かりました。定員が3名ということで、長南町においては十分対応ができるということで、ぜひ子供を大事にする長南町は受入れ可能でとこういう宣伝をしていただきたいたいとともに、私たちがそういうことを申し上げておきます。分かりました。

○議長（松野唱平）　ほかに質問はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平）　よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平）　押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平）　なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第５、議案第２号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第６、議案第３号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第7、議案第4号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第8、議案第5号 長南町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第9、議案第6号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第10、議案第7号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 36ページをお願いします。

保健体育費で需用費、給食材料費130万円がありますが、これは追加なんでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） このたび、給食施設費、需用費、給食材料費の補正をお願いいたします主な理由でございますが、まず全国的ではございますが、主食となります米価の価格が高騰し、高値安定している状況がございます。本町でも、令和6年度産米から令和7年度産米に切り替わる中で、1キロ当たり500円から800円と米の購入価格が300円ほど上昇いたしました。また、牛乳も200ミリリットル当たり63.26円から64.88円と1.62円ほど上昇するなど、食材購入に影響が及んでおります。

さらに、一般家庭と同様に、野菜や魚なども値上がりしております。給食は子供たちの健康な成長を支える重要な要素であり、栄養バランスの取れた食事を提供することは教育の一環としても非常に重要です。このような状況を踏まえ、食材使用量を見極めた中で、これらの物価高騰に対応するため、補正予算をお願いさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 子供たちのためなら、やはり追加は仕方ないと思うんですね。これをもし予算内に収めようと思ってご飯の量を減らしたりとか、野菜とかそういうものの質を落としたり、そういうことで努力するようなこともあるでしょうけれども、あまりそれをし過ぎると子供たちの食育に影響も及びますので、追加補正で適正にやっていただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第11、議案第8号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第12、議案第9号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第13、議案第10号 令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第14、議案第11号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第15、議案第12号 令和7年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第16、議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり同意されました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第17、議案第21号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 本日、追加で提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第21号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、教育長、糸井仁志氏から一身上の都合により本年3月31日をもって退職したい旨の届出がありました。教育長の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、町長及び教育委員会の同意を得て辞職することができると定められており、2月の定例教育委員会議で同意されたため、私もやむなく同意をいたしましたところでございます。

後任の教育長につきましては、坂本在住の伊藤信博氏を適任者として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

伊藤氏は、県内の小学校長をはじめ、茂原市校長会会長などの要職を歴任され、教育行政にも卓越された識見をお持ちの方でございます。なお、任期は残任期間となる令和8年4月1日から令和9年9月30日まででございます。

なお、糸井仁志教育長におかれましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間にわたり、本町の教育行政にご尽力をいただくことになります。この場をお借りいたしまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 以上で議案第21号の内容の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま説明がありました議案第21号については、本日は説明を聞く程度にとどめ、明日、議会全員協議会を開催し、選任候補者の抱負を聞く機会を設け、本会議において質疑・討論・採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

議案第21号については、そのようにすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、3月10日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時02分）